

第1部 特集・トピックス

SNSを取り巻く犯罪と警察の取組

特集に当たって

本年の警察白書の特集のテーマは「SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」です。

情報通信技術の著しい発展が社会に様々な便益をもたらす反面、インターネットで提供される技術やサービスの中には、犯罪インフラとして悪用され、犯罪の実行を容易にし、あるいは助長するものも存在しており、これらへの対策が喫緊の課題となっています。

例えば、多くの国民が利用するSNSについても犯罪インフラとして悪用される側面もみられます。具体的には、SNSを通じて対面することなく、やり取りを重ねるなどして関係を深めて信用させたり、恋愛感情や親近感を抱かせたりして金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況にあります。また、各種犯罪により得た収益を吸い上げる中核部分は匿名化され、SNSを通じるなどしてメンバー同士が緩やかに結び付くなどの特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が、SNS上で高額な報酬を示唆して犯罪の実行者を募集し、詐欺、強盗・窃盗等の犯罪を実行させた上で、末端の実行者を言わば「使い捨て」にしている実態がみられます。これらの犯罪をめぐる情勢は極めて深刻な状況にあり、国民の体感治安を悪化させる大きな要因となっています。

さらに、SNSが薬物の密売や児童買春等の違法行為に悪用されている実態もみられるほか、児童ポルノ等の違法情報や犯罪を誘発するような有害情報に加え、偽情報・誤情報のSNS上における投稿・拡散が社会問題化しています。

この特集では、第1節で「SNSを取り巻く犯罪の情勢と対策」としてSNSを悪用した犯罪とその対策について概観し、第2節では「SNSを取り巻く犯罪に対処するための技術的基盤」として情報技術解析部門の取組等を紹介します。そして、第3節では、SNSを取り巻く犯罪の現状と対策を踏まえ、今後の対策の在り方について展望します。

SNSの普及に伴い、「匿名・流動型犯罪グループ」をはじめとする犯罪者が国民の皆様に容易に接触を図り、犯罪を実行することが可能となっており、治安上の大きな課題となっています。また、SNSのアカウント開設時の本人確認が十分でない場合も見受けられ、SNSや匿名性の高い通信手段が捜査上のハードルとなっています。

今回の特集が、SNSを取り巻く犯罪の情勢と警察の取組状況についての国民の皆様の理解を深めるとともに、このような犯罪の被害を防止し、国民の皆様の安全・安心を確保していくための対策の在り方について考えていただく一助となれば幸いです。

MEMO

SNSをめぐる近年の情勢について

SNSは、個人の日常的なコミュニケーション手段としての利用に加え、企業や行政を含む幅広い主体による情報発信にも活用されており、公共的なインフラとして国民生活や社会経済活動に広く浸透している。一方で、SNSは、匿名で誰もが双方向の発信を可能とするため、犯罪に悪用されるケースがみられるほか、これらのサービスを提供する事業者は海外事業者であることが多く、日本法人や国内法人窓口が設置されていない事業者については、円滑な捜査や迅速な情報提供の観点から課題もみられる。この特集では、急速に普及・進展するSNSを悪用する犯罪に対処していくための取組を紹介する。

第1節

SNSを取り巻く犯罪の情勢と対策

1 SNSを悪用した犯罪の実態と対策

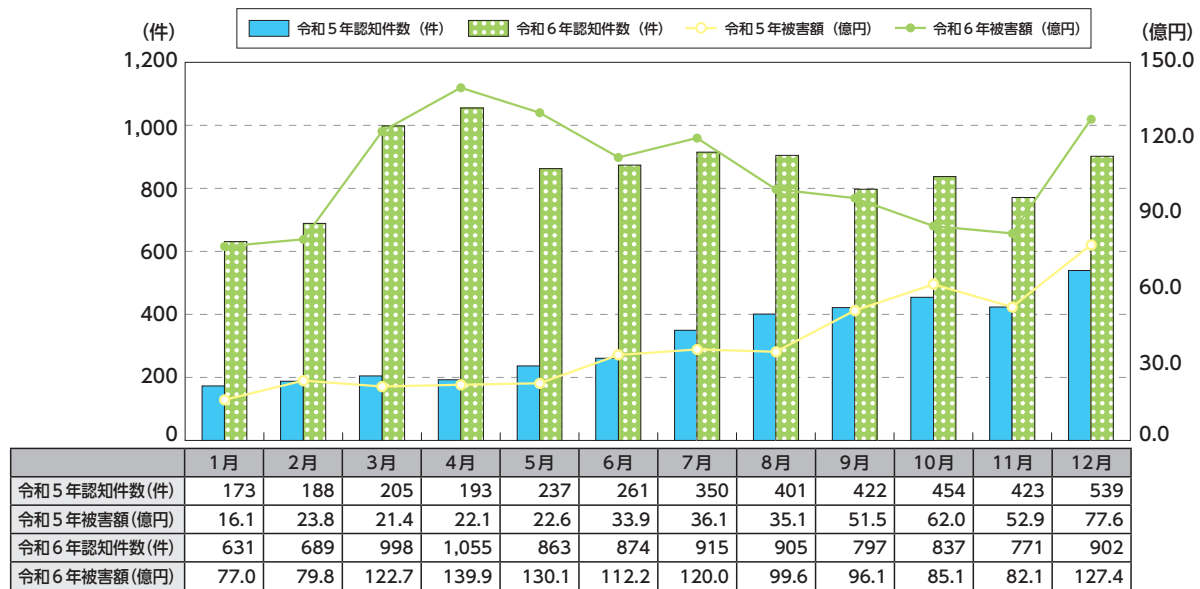
(1) SNS型投資・ロマンス詐欺

SNSを通じて対面することなく、やり取りを重ねるなどして関係を深めて信用させたり、恋愛感情や親近感を抱かせたりして金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況にある。

① SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況・被害額等

令和6年（2024年）中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は1万237件、被害額は約1,272億円と、前年に比べて認知件数及び被害額のいずれも著しく増加している。

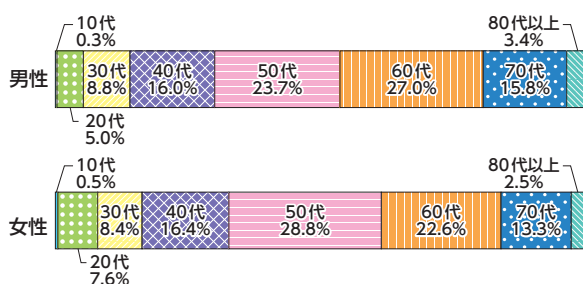
図表特－1 SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額（令和5年及び令和6年・月別）



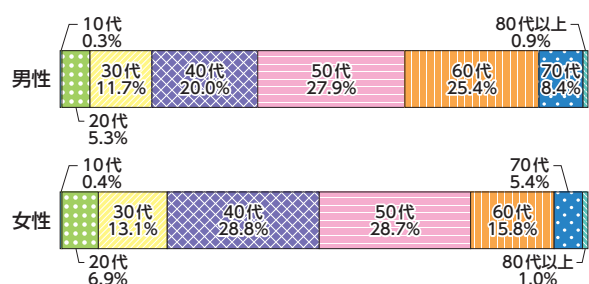
注：令和5年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施

これらの詐欺では、犯行グループがSNSやマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他のSNSに連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振込み等により被害金をだまし取るといった手口がみられる。同年中の被害状況をみると、被害者の年齢は、男女共に40歳代から60歳代の被害が多く、また、1件当たりの平均被害額は1,200万円を超えている。

図表特－2 被害者の年齢層（SNS型投資詐欺）



図表特－3 被害者の年齢層（SNS型ロマンス詐欺）



② SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙状況・対策

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、新たなサービスを悪用した詐欺の手口が急激に巧妙化・多様化しており、SNS型投資・ロマンス詐欺による被害が急増するなど、極めて深刻な情勢にある。

令和6年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の検挙人員は129人（うちSNS型投資詐欺は58人、SNS型ロマンス詐欺は71人）であったが、こうした犯罪への関与がうかがわれる匿名・流動型犯罪グループ^(注)に対する取締りや実態解明を更に強化するとともに、関係機関・団体等と連携した対策を強力に推進していくことが急務である。

ア 被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発活動の推進

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態を踏まえ、警察庁において、ウェブニュースアプリ等においてインターネット利用者に注意喚起を行うターゲティング広告を実施しているほか、政府広報とも連携し、広報・啓発を実施している。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺の犯行には、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態に鑑み、各サービスの利用者に個別に適時適切な注意喚起を行うよう、各事業者に働き掛けている。

イ 犯行に利用されたSNSアカウント等の速やかな利用停止措置等

SNS型投資・ロマンス詐欺については、犯行グループから被害者への連絡手段としてSNSアカウントやマッチングアプリが悪用されている実態に鑑み、犯行に利用されたSNSアカウント等について、被害者からの通報及び警察からの要請に基づき、SNS事業者等において犯行に利用された犯行グループのSNSアカウント等を特定し、速やかに利用停止等の措置を実施するスキームを構築し、運用している。

ウ 金融機関と連携した検挙対策の推進

SNS型投資・ロマンス詐欺が急増しているほか、法人口座を悪用した事案もみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務となっている。令和6年8月、金融庁と連携し、一般社団法人全国銀行協会等に対して、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策を一層強化するため、警察への情報提供・連携の強化等を要請した。これを踏まえ、警察では、金融機関の取引モニタリングにより詐欺の被害のおそれが高い取引を検知した場合に、都道府県警察への迅速な情報提供を行う連携体制の構築を進めている。

CASE

飲食店経営者の男（29）らは、令和6年2月から同年7月にかけて、バイナリーオプション取引を指導する講師になりすまし、SNSを通じて、同講師から指導を受けた生徒が同取引で多額の利益を得ているとする内容虚偽の画像等を被害者らに閲覧させた上で、同講師の指示するとおりに同取引に投資すれば、短期間で多額の利益を確実に得られるものと誤信させ、投資に関する情報商材の購入代金名目で合計約760万円をだまし取った。同年10月までに、同男ら41人を詐欺罪で逮捕した（大阪）。

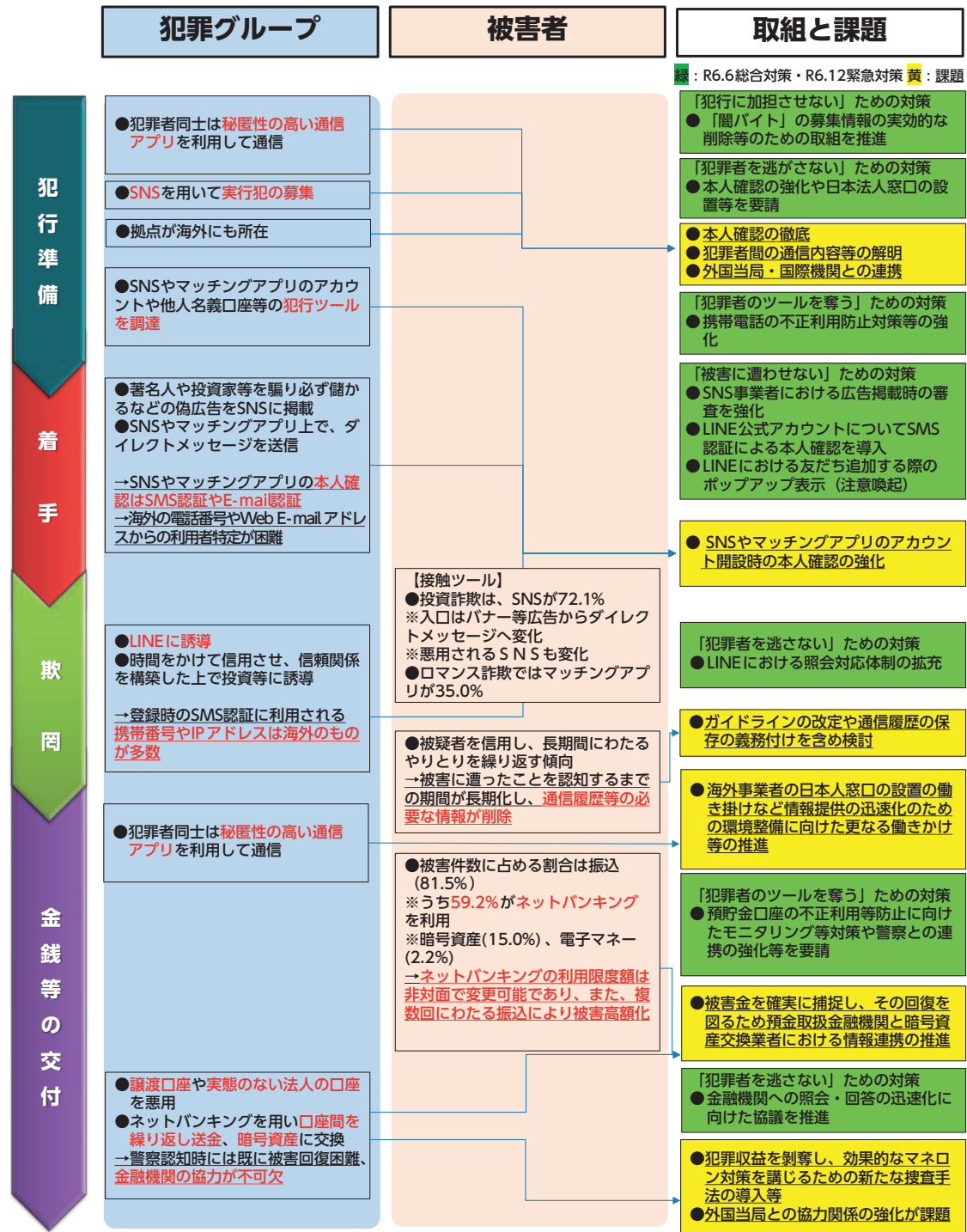
CASE

ナイジェリア人の男（61）らは、令和4年1月、女性になりすますなどして、SNSを通じて知り合った相手に対し、「資産譲渡のための手数料等を支払う必要がある」などと虚偽の電子メールを送るなどして、資産譲渡の手数料名目等で約60万円をだまし取った。令和6年7月までに、同男ら3人を詐欺罪等で逮捕した（警視庁）。

MEMO

国民を詐欺から守るための総合対策2.0の策定
(政府全体の取組)

図表特-4 SNS型投資・ロマンス詐欺被害の流れ



注：犯罪対策閣僚会議第42回会合（令和7年4月22日開催）資料より抜粋

政府はこれまで、令和6年6月に、SNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとした詐欺等全般への対策を取りまとめた「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、詐欺等の被害を食い止め、信頼を基礎とする我が国社会の健全な発展、安全・安心な社会の実現を図るための施策を強力に推進してきた。

また、同年12月には、これまでの各種施策の進捗状況を点検した上で、更に一歩踏み込んだ対策を行うため、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（令和6年12月17日

犯罪対策閣僚会議決定)を取りまとめ、SNS等を使って実行犯を募集する、いわゆる「闇バイト」^(注1)による強盗事件等への対策を講じてきた。

しかしながら、こうした官民を挙げた対策が進むにつれ、犯人側は、それに応じて手口を巧妙に変化させており、一層複雑化・巧妙化する詐欺等について、立ち後れることなく、国民をその被害から守るためには、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明の取組や犯罪グループと被害者との接点の遮断といった抜本的な対策を強化する必要がある。そこで図表特-4のように、詐欺等のそれぞれの犯罪類型ごとに、犯罪者グループと被害者との接点につき段階に応じて既存の対策と取り組むべき課題を検討し、令和7年4月、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を統合する形で「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」(令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定)^(注2)を策定し、政府を挙げた詐欺等に対する取組を抜本的に強化することとした。同決定において、金融・通信に関するサービス・インフラの悪用を防止するための対策として政府で取り組むこととされた主な施策を紹介する。



犯罪対策閣僚会議第42回会合
(首相官邸ウェブサイト)

① 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進

匿名・流動型犯罪グループの活動実態の変化に機動的に対応し、事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、部門の壁を越えた効果的な取締りを推進するとともに、匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動等に係る実態解明を進める。

② SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に係る本人確認の厳格化

SNSやマッチングアプリアカウントを悪用し、利用者を信用させるなどして、詐欺被害につながっている事案が確認されていることから、引き続き、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対し、アカウント等の開設時に本人確認を実施するよう働き掛ける。

③ 通信履歴の保存の義務化

捜査機関が被害を認知し、犯罪に関与している人物を特定するために通信事業者から所有する通信履歴を取得した時点で、通信履歴が残されていない場合が一定数存在していることから、通信事業者の通信履歴の保存の在り方について、通信履歴の保存の必要性や妥当性、保存期間や費用面の課題とともに、電気通信事業における個人情報等保護に関するガイドラインの改正や通信履歴の保存の義務付けを含め検討する。

④ インターネットバンキングの申込み時における審査の強化

インターネットバンキング利用が被害の高額化の一つの要因になっていることがうかがわれることから、インターネットバンキングの初期利用限度額の適切な設定、利用限度額引上げ時の利用者への確認や注意喚起等の取組を推進する。

⑤ 金融機関間の情報共有の枠組み創設

犯罪者グループは複数の預金取扱金融機関の口座を保有し、被害金が犯罪者グループの手に渡る前に口座凍結を行うことを困難にさせていることから、犯行に使用される口座の情報を迅速に捜査機関と共有し、かつ、犯罪者グループによる被害金の出金を防ぎ被害回復を図るため、預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討する。

警察では、SNSを利用した犯罪の捜査上の課題に対応するため、関係機関と連携しながら引き続きこれらの取組を推進していく。

注1：「闇バイト」等情報とは、「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆したりして犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報をいう。このような表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあり、警察ではこのような情報を犯罪実行者募集情報と呼称している。

注2：決定の概要については、QRコード参照



MEMO

組織的な詐欺に対する各国との連携強化の推進

令和5年（2023年）12月に茨城県水戸市で開催されたG7内務・安全担当大臣会合、令和6年（2024年）3月にロンドンで開催された国際詐欺サミット等により、国境を越える組織的な詐欺と闘う国際的な気運が高まる中、同年9月、16か国及び3機関の参加を得て、国際詐欺会議（Global Fraud Meeting）を東京都で開催した。

本会議では、国際的な協力関係の一層の強化に向け、警察庁長官による基調演説を実施したほか、各国の政府、国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等を共有し、参加国等の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力や各国の詐欺対策について、実務的な議論を行った。



国際詐欺会議の様子



警察庁長官による基調演説

(2) 偽情報・誤情報

① インターネット上の偽情報・誤情報

近年、SNSや動画配信・投稿サイト等のデジタルサービスの普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、インターネット上で膨大な情報が流通し、誰もがこれらを手に入れることが可能になっている一方で、インターネット上の偽情報・誤情報は、短時間で広範に流通・拡散し、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼし得る深刻な課題となっている。

例えば、大規模災害発生時におけるインターネット上の偽情報・誤情報については、信ぴょう性の確認や判断に時間を要し、被災地等において救助活動への支障や社会的混乱を生じさせるおそれがある。

警察では、関連事業者に対して警察活動で把握した当該情報等について削除依頼等を行うとともに、災害に関連した偽情報・誤情報に対するSNS等を通じた迅速かつ効果的な注意喚起を実施しているほか、違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている。

サイバー警察局便り
Cyber Police Agency Letter R6 Vol.6

令和6年宮崎県日向灘を震源とする地震におけるインターネット上の偽・誤情報にご注意！

1 被害状況や救助に関する偽・誤情報

- 過去の災害画像を転用して被害状況を伝える投稿
- 存在しない住所と共に救助を求める投稿

チェックポイント

- ☒ 画像は本物？過去の災害等の無関係のものではない？
- ☒ 災害の専門家が発信している情報？
- ☒ 信頼できる提供元からの情報？（他のメディアでも報じられている等）

！ 不確かな情報は安易に拡散しないで！
迅速な救助や復旧・復興の妨げになる可能性があります。

2 災害に乗じた詐欺関連の投稿やメール

- 二次元コードを添付して寄附金を求める投稿
- 支援物資や義援金を募るEメールやSMS

チェックポイント

- ☒ 支援を求めるアカウントは、実在する団体等のもの？
- ☒ 文字や文章の一部がおかしかったり送信元メールアドレスが海外ドメインであるといった不審点はない？

！ 安易にコードの読み取りやリンクのクリックをしないで！
詐欺サイトやフィッシングサイトに誘導されるおそれがあります。

不審な投稿やメール等で不安を感じた場合は警察に通報、相談してください。

最寄りの警察署又は警察相談専用電話 ☎ #9110（全国共通）

サイバー事案に関する通報等のオンライン受付窓口（警察ウェブサイト）
<https://www.npa.go.jp/bunsau/cyber/souden.html>

警察庁
National Police Agency

宮崎県日向灘を震源とする地震に伴う注意喚起

CASE

会社員の男（25）は、令和6年能登半島地震^(注)に際し、被災者を装って、救助が必要である旨の虚偽の情報を「X（旧Twitter）」アカウントに投稿し、前記情報を把握した警察官らに本来不要な捜索活動等を実施させることで正常な業務の遂行を困難にさせ、その業務を妨害した。関東管区警察局サイバー特別捜査部からの情報提供を受けて捜査を実施した結果、投稿者を特定し、令和6年7月、同男を偽計業務妨害罪で逮捕した（石川）。

注：令和6年1月1日午後4時10分に発生した石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震

② 外国による偽情報等の脅威と対策

近年、国際社会においても、いわゆる伝統的な安全保障の領域にとどまらない動きとして偽情報等の拡散への懸念が高まっている。海外においては、偽情報等の拡散が軍事的手段と共に複合的に用いられている例があるほか、選挙の公正を害する可能性が指摘されるなどしているところ、偽情報等の拡散は、普遍的価値に対する脅威であるのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものである。また、生成AI技術の発展等に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成され、SNS等で拡散されるリスクへの対応が重要な課題となっている。

令和6年（2024年）2月、カナダの研究機関は、中国企業が我が国を含む30か国の現地報道機関を装った偽サイトを運営し、中国当局の見解に沿った情報の発信を行っているとの報告書を発表した。また、同年9月には、米国司法省が、米国大統領選挙に際し、米国内の分断を増幅するような偽情報等を拡散したロシア国営報道機関職員2人を起訴したと発表した。

我が国に対しては、令和6年能登半島地震に際し、東日本大震災の際に撮影された写真を悪用するなどして、被災地における治安の悪化を印象付けるような外国語による偽情報が、SNS上で拡散された事例等が確認されている。

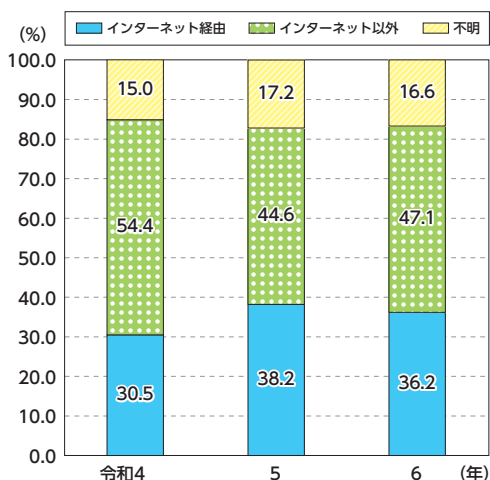
我が国では、令和4年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」を踏まえ、外国による偽情報等の拡散への対処能力を強化するため、関係機関が連携し、情報の収集、集約及び分析、正確な情報発信等を実施する体制が内閣官房に整備された。警察においても、関係機関等と連携し、情報の収集・分析に努めるなど、外国による偽情報等の拡散に対し、適切に対処していくこととしている。

（3）薬物事犯

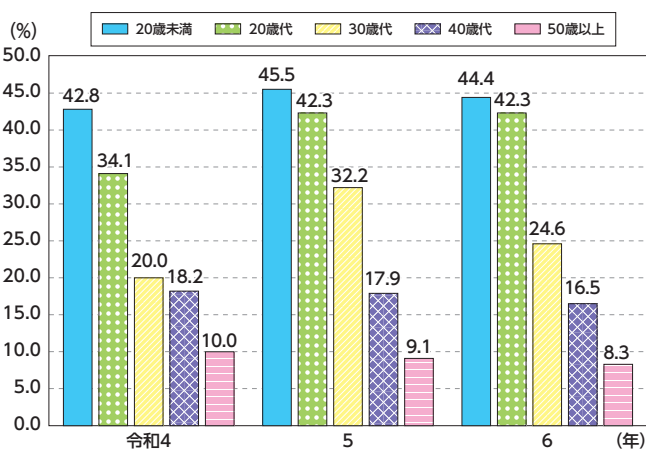
① SNS等を利用した薬物の密売の実態

我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。さらに近年、SNS上で薬物の密売情報を掲載して購入を勧誘し、購入希望者が応募すると匿名性の高い通信手段に誘導して取引を行うなど、密売の手口が巧妙化している。例えば、大麻の乱用者を対象とした実態調査によれば、大麻の入手先を知った方法として、SNSを含む「インターネット経由」が全体の4割弱を占め、年齢層が低くなるにつれてその占める割合は高くなるなど、SNSを利用した密売が若年層の薬物乱用に拍車をかけていることがうかがわれる。警察では、薬物の供給の遮断と需要の断絶に向け、関係機関と連携しつつ、取締りや効果的な広報啓発活動を推進している。

図表特－5 大麻の入手先を知った方法



図表特－6 SNSを含むインターネット経由で大麻の入手先を知った年齢層別割合



注：令和4年から令和6年までの各年10月から11月において大麻取締法違反（所持）で検挙された者のうち捜査等で明らかになったもの。

CASE

無職の男（28）らは、令和4年10月から令和6年1月にかけて、千葉県内等において、SNS上に大麻等を販売する書き込みを投稿するなどして集客し、大麻の密売等をした。同年7月までに、同男ら4人を麻薬特例法違反（業として行う譲渡等）等で検挙するとともに、同男らから大麻を購入するなどした客7人を大麻取締法違反（所持）で逮捕した（千葉）。



押収された大麻等

② SNS等を利用した広報啓発活動の推進

警察では、広報啓発活動を通じて薬物の危険性や有害性を訴え、その拡大防止に努めている。特に、令和6年12月に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行され、大麻の不正な施用について罰則規定が適用されることとなったことを受け、動画配信サイトを利用して大麻乱用防止啓発映像を配信し、制度の内容等について周知を図った。

また、SNS等において大麻に関心を示した者に対して、ターゲティング広告を実施するなど、SNS等を活用した情報発信を行っている。



動画配信サイトにおける大麻乱用防止啓発映像



SNSにおけるターゲティング広告

(4) 児童の性的搾取等^(注1)

① SNSに起因する児童の性的搾取等の実態

SNSは、匿名性が高く、見ず知らずの相手と容易に連絡を取り合うことができる特性から、児童の未熟さや立場の弱さを利用した児童買春等の悪質な事犯の「場」として悪用されている実態があり、中には児童の殺害にまで至った事案も発生している。

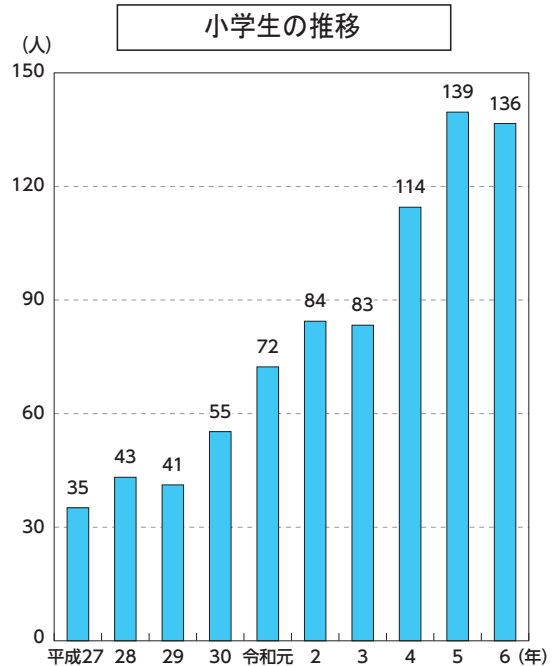
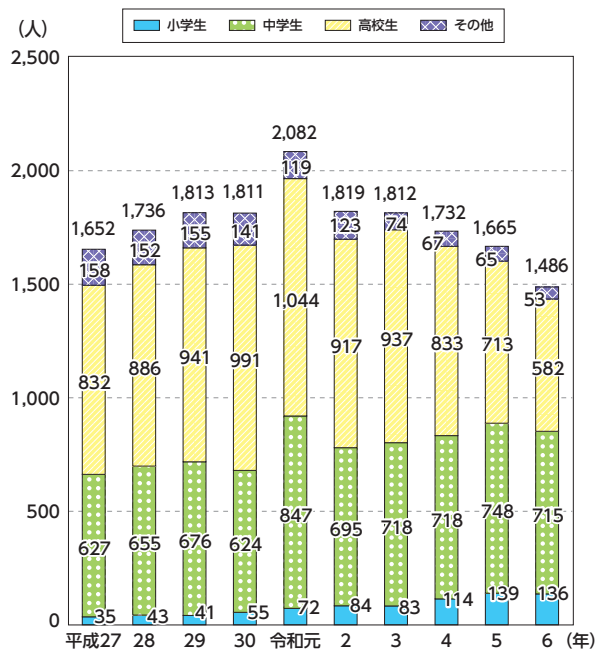
令和6年中の児童買春、児童ポルノや不同意性交等などの性犯罪を含むSNSに起因する事犯^(注2)の被害児童数は、1,486人と前年から減少したものの、近年これらの事犯の被害児童数は依然として高い水準で推移している。特に、小学生の被害児童数が近年増加傾向にあり、被害児童の低年齢化が懸念される状況にある。

児童の性的搾取等が児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であるとの認識の下、警察では、児童の性的搾取等の撲滅に向けて、取締りの強化等の取組を推進している。

注1：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を計る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供、児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）

注2：SNS（オンラインゲームを含む。）を通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯で、対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁）、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

図表特－7 SNSに起因する事犯の学職別被害児童数及び小学生の被害児童数の推移（平成27年（2015年）～令和6年）



CASE

自営業の男（54）は、令和5年6月から同年7月にかけて、SNSでコスプレ撮影と称して知り合った女子児童（13）に対し、現金を供与して、性交した。令和6年2月、同男を不同意性交等罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）で逮捕した（大阪）。

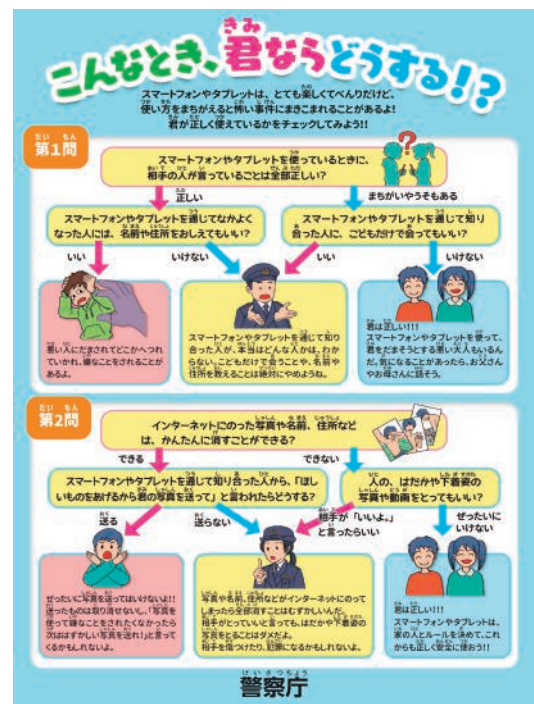
CASE

コンビニエンスストア従業員の男（38）は、令和5年7月、オンラインゲームで知り合った男子児童（12）に対し、SNSを通じて同児童に自己の性的な部位を露出した映像を撮影するよう要求し、自身のスマートフォンにその映像を送信させた。令和6年2月、同男を16歳未満の者に対する映像送信要求罪等で逮捕した（長崎）。

② SNSに起因する児童の性的搾取等への対策

警察では、児童の性的搾取等事犯に対する取締りを徹底しているほか、SNS等における、児童によるものとみられる児童買春等の相手方を求める書き込みや、家出を企図する児童による宿泊先の提供を求める書き込みといった、児童の性的搾取等につながるおそれのある不適切な書き込みに対して返信（リプライ）機能を活用した注意喚起や警告を行うなど、被害の未然防止に重点を置いた対策を実施している。

また、関係機関・団体等と連携し、保護者や児童に向けたSNSを含むインターネットの適切な利用等に関する広報啓発、スマートフォンを中心としたフィルタリング^{（注）}の普及促進等の取組を推進しているほか、SNS事業者で構成される一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）への情報提供を通じたSNS事業者による自主的な被害防止対策の実施を促進している。



広報啓発用リーフレット

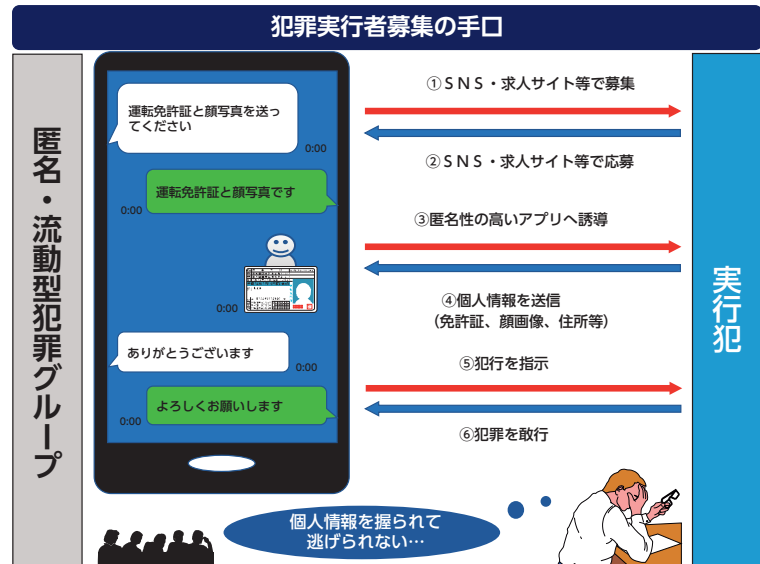
注：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

2 SNSを悪用した犯罪実行者募集の実態と対策

(1) 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者の募集

匿名・流動型犯罪グループは、犯罪を実行するに当たって、SNS等において、仕事の内容を明らかにせず、「高額」、「即日即金」、「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する表現を用いるなどして、犯罪実行者を募集している実態が認められる。同グループは、このような犯罪実行者を募集する情報（犯罪実行者募集情報）への応募者に対して、あらかじめ運転免許証や顔写真等の個人の特定に資する情報を匿名性の高い通信手段を使用して送信させることで、応募者が犯行をちゅうちょしたり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報把握しているという優位性を利用して脅迫するなどして服従させ、犯罪実行者として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況がみられる。また、応募者が犯罪を実行したとしても約束した報酬が支払われない場合もある。

図表特－8 犯罪の実行犯を募集する手口

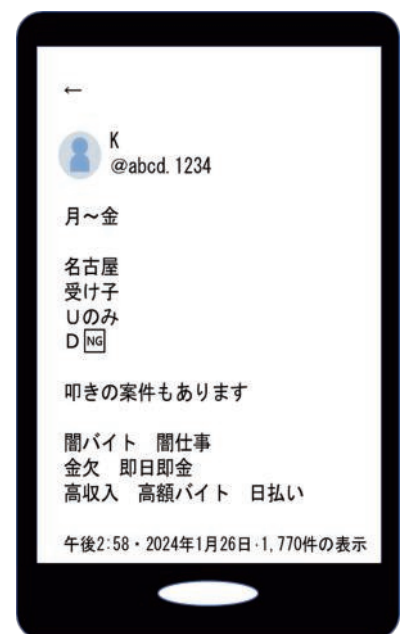


① 特殊詐欺^(注)及びSNS型投資・ロマンス詐欺

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺を実行する匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で高額な報酬を示唆して犯罪実行者を募集し、犯行に加担させるなどしている。

また、首謀者、指示役、犯罪実行者の間の連絡手段には、匿名性が高く、メッセージが自動的に消去される仕組みを備えた通信手段を使用するなど、犯罪の証拠を隠滅しようとする手口が多くみられる。

さらに、暴力団構成員や海外に所在する首謀者や指示役が、SNSを用いて犯罪実行者を募集して応募者に特殊詐欺等を実行させているケースや、応募者を海外に渡航させて犯行に加担させているケースもみられる。



犯罪実行者募集情報の掲載イメージ

注：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称

CASE

職業不詳の男（36）らは、令和5年7月から令和6年6月にかけて、悩みの相談に応じれば報酬が得られるなどとして、架空の相談者を紹介するウェブサイトにて会員登録した利用者に対し、実際には、相談者は存在せず、同ウェブサイトを通じて行われた相談に回答しても報酬は支払われないにもかかわらず、同サイトが案内する正規会員になり各種手数料を支払えば、報酬を受領できるなどと虚偽の内容を記載したメールを送信するなどして、同手数料費用名目で約280万円をだまし取った。同年7月までに、同男ら45人を詐欺罪で逮捕した。実行役の中には、SNSや求人サイトを通じて、「平均月収48万円」などの文言により通常の求人情報を装った犯罪実行者募集情報に応募し、被害者に対して、架空の相談を持ち掛ける、いわゆる「サクラ」役として犯行に加担した者がいたことが明らかになった（警視庁、埼玉、千葉及び福岡）。

② 強盗・窃盗等^(注)

強盗・窃盗等についても、SNSや求人サイト等で「高額」、「即日即金」、「ホワイト案件」等の文言を用いて犯罪実行者が募集された上で実行される実態がうかがわれる。このような匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる手口により実行された強盗事件等の中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられ、特に、令和6年8月以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の上3県において相次いで発生した強盗事件等によって、国民の体感治安が著しく悪化した。

警察では、一連の強盗事件等について、首謀者の検挙に向けて、同年10月、警視庁を中心とする関係都県警察による合同捜査本部を設置し、令和7年4月末までに被疑者48人を検挙するなど、捜査を強力に推進している。

CASE

建設作業員の男（29）らは、令和6年9月、質店に侵入し、同店店員の面前でショーケースをバールでたたき割るなどして同人を脅迫し、その反抗を抑圧して腕時計（販売価格合計約2万円）を強奪し、その際、取り押さえようとした同店店員に暴行を加え、傷害を負わせた。実行役のうち1人をその場で逮捕し捜査を進めたところ、同男らは、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募し、匿名性の高い通信手段を用いるなどして指示役から指示を受けて犯行に及んだことが判明した。同年11月までに、同男ら4人を強盗致傷罪等で逮捕した（神奈川）。

(2) 犯罪実行者募集に対する警察の対策

① インターネット・ホットラインセンターの運用

警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用している。近年、インターネット上に犯罪実行者募集情報が氾濫していることを踏まえ、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を受けて、犯罪実行者募集情報の実効的な削除のため、令和7年2月、IHCにおいて犯罪実行者募集情報を違法情報と位置付けるとともに、同年3月、体制を増強した。

また、警察では、SNSにおける返信（リプライ）機能を活用し、犯罪実行者募集情報の投稿者等に対する個別警告等を推進している。

IHCの運用状況については、図表特－9から図表特－11までのとおりである。

令和7年3月1日からIHCでは

犯罪実行者募集情報を

いわゆる闇バイト投稿「違法情報」として通報を受け付けます。

※ IHC：インターネット・ホットラインセンター（Internet Hotline Center）

IHCの運用ガイドラインを改定しました！

▲ 次のような投稿は、違法情報（職業安定法違反等）として、IHCへの通報対象となります。

犯罪実行者募集情報

- ▶ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集
- ▶ 虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような労働者募集の表示

「闇バイト」「ホワイト案件」「叩き」「受け子」「出し子」「運びの仕事」等の犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載された投稿

募集者の氏名（名称）、住所、連絡先、業務内容、就業場所、賃金について記載のない求人投稿

ホワイト案件 即日即金 運びの仕事 詳細はテレグラムで

高収入バイト 全国で募集 低リスク 詳しくはDMで

▲ 今回の改定では、次の情報も違法情報として新たに通報対象に追加されました。

- 無登録業者による広告（いわゆる「ヤミ金」の広告）
- 豪族等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での豪族等以外の豪族等の所持を、公然、あり、又は取す行為

インターネット・ホットラインセンター
https://www.internethotline.jp

警察庁
National Police Agency

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

IHCに関する広報啓発資料

注：強盗、窃盗、住居侵入及び建造物侵入等

図表特－9

IHCにおける分析件数の推移^(注)

区分	年次	令和2	3	4	5	6
総数（件数）		67,518	44,555	28,585	44,685	87,565
違法情報		63,189	41,944	25,895	33,200	66,834
自殺等誘引情報		4,329	2,611	2,690	6,609	6,582
重要犯罪密接関連情報		—	—	—	4,876	14,149
犯罪実行者募集情報		—	—	—	4,411	13,852
その他		—	—	—	465	297

注：分析の対象外となった情報を除く。

図表特－10

犯罪実行者募集情報の
処理状況^(注)

区分	年次	令和5	6
分析件数（件）		4,411	13,852
対応依頼（件）		2,979	9,234
削除完了（件）		2,136	7,860

注：削除件数は、いずれも翌年1月末に確認した件数
犯罪実行者募集情報は、令和5年9月からIHCの取扱い情報の範囲に追加

図表特－11

警察に通報された違法情報の件数及び削除に
至った違法情報の件数の推移^(注)

区分	年次	令和2	3	4	5	6
警察への通報件数（件）		3,099	3,795	3,490	2,818	2,898
削除依頼件数（件）		2,161	2,206	2,433	1,913	2,186
削除件数（件）		1,787	1,846	2,026	1,645	1,991

注：プロバイダ等への情報の削除依頼から5営業日後に確認を行い、削除が確認できた件数

2 違法・有害な労働募集の排除

SNSや求人サイト等において、通常の求人情報を装った、「受け子」や「出し子」等の特殊詐欺等の犯罪の実行者を募集する違法・有害な求人情報に関し、都道府県警察及び都道府県労働局がそれぞれ把握した情報について、相互に情報共有を行っており、警察では、犯罪実行者募集情報等の発信が、職業安定法に規定する「公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」等として違法行為に該当することに鑑み、この種の犯罪の取締りを推進している。

CASE

道仁会傘下組織の幹部の男（28）らは、令和6年10月、SNSを利用して、「高収入の1週間バイトしたい人」などと記載した求人情報を投稿した上で、これに応募してきた者に対し、匿名性の高い通信手段を通じて、特殊詐欺の「受け子」等として稼働することを勧誘し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介及び労働者の募集を行った。同年11月までに、同男ら4人を職業安定法違反（有害業務の労働者募集）で逮捕した（熊本）。

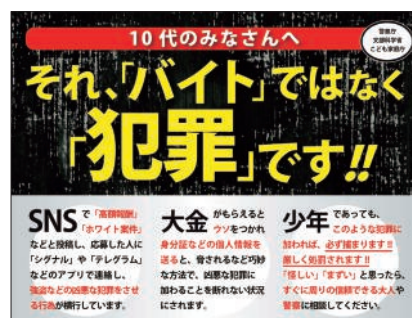
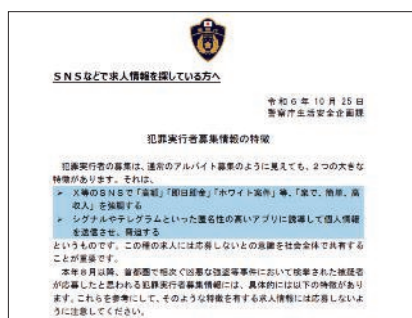
3 犯罪に加担させないための広報啓発活動等の推進

SNSで犯罪実行者を募集する手口による犯罪に対しては、首謀者や犯罪実行者等の検挙といった取締りの推進に加えて、犯罪に加担させないための広報啓発や募集に応じてしまった者に犯行を思いとどまらせるための広報啓発が重要である。

令和6年8月以降、関東地方を中心に相次いで発生した、SNSで犯罪実行者を募集する手口による強盗事件等を受け、警察では犯罪に加担しようとする者や求人情報に応募しようとする者に対し、様々な機会を通じた効果的な対策を講じている。

その一環として、犯罪実行者募集情報には、「高額」、「即日即金」、「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する文言に加え、匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させる等の特徴があることから、それを周知するため、警察庁では一連の強盗事件等の犯罪実行者の募集に用いられた文言の特徴や、警察に寄せられた犯罪実行者募集に係る相談等の事例をまとめた広報資料を作成・公表した。

また、青少年が事の重大性を認識することなく、安易な考えから犯罪実行者募集に応じた結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫され、凶悪な犯罪に加担してしまうことがないように、関係機関と連携して、犯罪実行者募集情報の危険性や周囲の善良な大人や警察に相談することを呼び掛ける広報資料を作成・公表した。



犯罪実行者募集情報の特徴や相談事例をまとめた広報啓発資料

少年に対する広報啓発資料

さらに、インターネット上で高額な報酬のアルバイトへの高い関心を示す者に対して、インターネット上での行動に応じて犯罪実行者募集情報の危険性等を伝えるターゲティング広告を実施したほか、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の、若年層が多く集まる繁華街等において、犯罪実行者募集に応じないように、アドトラックを活用した呼び掛けを実施するなど、若年層に対する注意喚起に取り組んでいる。



アドトラックを活用した呼び掛け

MEMO

SNS等を利用した警察庁からの呼び掛け

犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担しようとする者の中には、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者もいることから、そのような者から相談があった場合には、状況に応じて、保護措置等を講じること等により適切に対応する必要がある。

警察庁ではSNSや動画配信サイトを通じ、犯罪に加担する可能性がある者に対して、「警察に相談に来てくれば必ず保護する」などの呼び掛けを2回にわたり実施した。

警察では、こうした呼び掛けを始めて以降、令和7年4月末までに345件の相談について、相談者やその家族等の関係者を保護した。



警察庁幹部からの呼び掛け

MEMO

政府全体としての広報
(総理メッセージ等)

犯罪実行者募集情報に係る広報啓発には、警察のみならず政府全体で取り組んでいる。

令和6年10月には石破首相が、SNS等を通じて、いわゆる「闇バイト」が犯罪であり、警察は相談者の安全を必ず守ることを周知した。

さらに、いわゆる「闇バイト」の実態や危険性を紹介する動画の公開やSNS広告等を実施し、犯罪実行者募集情報に応募すれば、犯罪組織に「捨て駒」として都合よく利用され、凶悪な犯罪に加担した結果、検挙されることなどを広報啓発した。



石破首相からの呼び掛け



政府広報オンライン「『闇バイト』の真実
高額報酬をうたう犯罪実行役の募集」# SNS #実行犯



政府広報オンライン「そんなバイト、ないから！
それ「バイト」ではなく犯罪です。」

1 情報技術解析部門における取組

(1) 情報技術解析の重要性

コンピュータやスマートフォン等の電子機器やSNS等のネットワークを利用したサービスが普及・多様化し、これらがあらゆる犯罪に悪用されている中、警察捜査を支えるため、電子機器等に保存された電磁的記録やネットワークの通信状況等の解析の重要性が一層高まっている。

① デジタル・フォレンジック^(注1)の捜査への活用

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている電磁的記録は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、これを犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び全国の情報通信部^(注2)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジックを活用した技術支援を行っている。

図表特-12 デジタル・フォレンジックの概要



CASE

令和6年（2024年）8月から同年9月にかけて、近畿管区警察局大阪府情報通信部情報技術解析課は、大阪府警察によるSNS型投資詐欺グループの複数拠点への一斉捜査で押収された約2400台のスマートフォン及び約60台のパソコンのうち、より高度な解析を要する大量のスマートフォン等の解析を実施した。

近畿管区警察局情報通信部情報技術解析課のほか、警察庁、中部管区警察局、四国警察支局等から職員の派遣を受けるなどの連携により、大量の証拠品を解析するための体制を構築することで、より高度な技術を要する電磁的記録の解析を迅速に実施し、事件の全容解明に大きく貢献した。

スマートフォン等の解析による
技術支援

注1：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

注2：管区警察局情報通信部（四国警察支局情報通信部を含む。以下同じ。）、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（四国警察支局の管轄区域内の県情報通信部を含む。以下同じ。）及び方面情報通信部

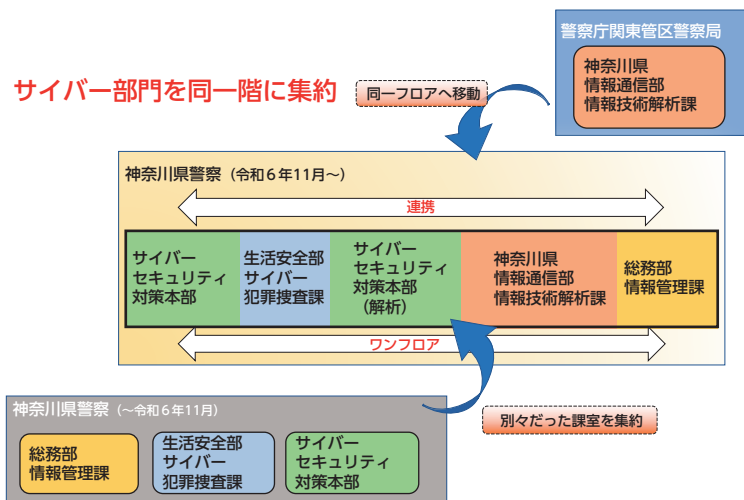
MEMO

サイバー関連部門の一体的な運用に関する取組

サイバー部門では、警察における組織全体の対処能力を抜本的に強化するため、他部門の捜査力のみでは対処が困難な場合等における支援を推進しており、人的・物的リソースを効果的に活用する観点から、都道府県警察のサイバー部門と全国の情報通信部の同一フロアへの集約や高度で専門的な知識・技術を要する捜査を行う際の支援要請窓口の一本化等の捜査部門、支援部門及び情報技術解析部門の更なる一体的運用を図っている。

例えば、神奈川県警察では、令和6年11月から、サイバー関連部門（神奈川県警察本部サイバーセキュリティ対策本部、同サイバー犯罪捜査課及び同情報管理課並びに関東管区警察局神奈川県情報通信部情報技術解析課）を本部庁舎の同一フロアに集約するとともに、支援要請窓口をサイバーセキュリティ対策本部に一本化する新たな運用を開始した。

図表特－13 サイバー部門のフロアの一体化のイメージ



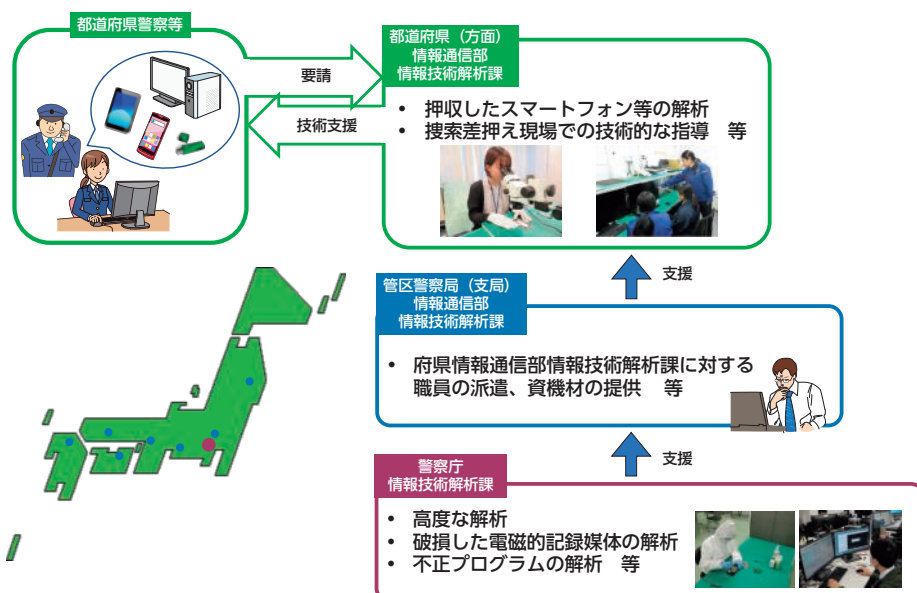
② 犯罪の取締りのための技術支援体制

情報化社会の進展は、匿名性が高く、追跡が困難なサイバー空間を利用した様々な犯罪の実行を容易にさせており、こうした犯罪の取締りにおいては、高度な技術的な知見が必要となっている。

このため、警察では、警察庁及び全国の情報通信部に情報技術解析課を設置し、都道府県警察等に対し、捜索・差押えの現場でコンピュータ等を適切に差し押さえるための技術的な指導や、押収したスマートフォン等から証拠となる情報を取り出すための解析の実施についての技術支援を行っている。

また、警察庁高度情報技術解析センターは、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電磁的記録媒体からの情報の抽出・可視化、不正プログラムの解析等を行っている。

図表特－14 犯罪の取締りへの技術支援体制



③ 解析能力向上のための取組

近年、不正プログラムを悪用したサイバー事案が多発する中、その手口の巧妙化・多様化により、不正プログラム解析には極めて高い技術力が求められている。また、IoT機器をはじめとする新たな電子機器やそれに関連するサービスの社会への定着、スマートフォン等のアプリの多様化・複雑化、自動運転システムの実現に向けた技術開発等が進む中、警察捜査を支えるためには、最新の技術に対応した解析能力の向上を図っていく必要がある。

このため、警察では、解析手法の開発や資機材の整備、高度な解析技術を持つ職員の育成のほか、犯罪に悪用され得る最先端の情報通信技術の調査・研究を推進している。

MEMO

解析能力向上のための訓練の実施

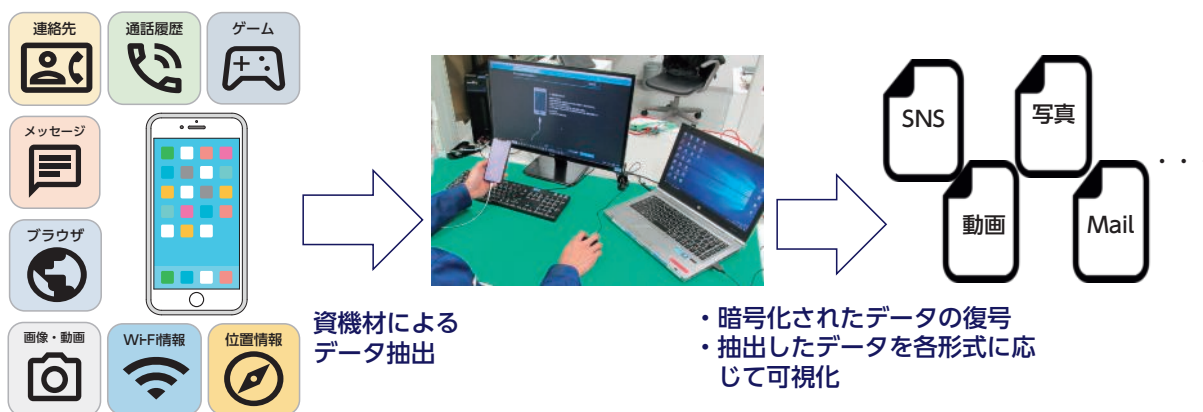
警察では、巧妙化・多様化するサイバー事案の手口や最新の技術に対応した解析能力の向上を図っていくため、高度で専門的な知識及び技術を有する警察庁職員が、全国の情報通信部の職員に対し、最新の技術に対応した解析手法等に係る各種訓練を実施しているほか、最新の技術を有する民間企業に委託した訓練を実施し、警察庁及び全国の情報通信部における解析能力の向上に努めている。

(2) 具体的な取組内容

① スマートフォンの解析

近年、スマートフォンが、様々なコンテンツやアプリケーションの利用が可能なモバイル端末として普及している中、犯罪に悪用されたスマートフォンに保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となり得る。このため、警察では、押収したスマートフォンから、通信履歴、位置情報、写真等の証拠となる情報を取り出すための解析を実施している。

図表特－15 スマートフォンの解析の概要



また、警察庁高度情報技術解析センターでは、スマートフォンメッセージアプリに記録された暗号化済みメッセージデータを可視化する手法を開発するなど、新たな解析手法の開発等にも取り組んでいる。これらの解析手法は、全国の情報通信部による解析等を通じて、都道府県警察の捜査に役立てられている。

② 破損した電子機器の解析

犯罪捜査の過程で押収したスマートフォン等の電子機器は、変形、燃焼、水没等により破損していることが少なくない。このような場合、警察では、破損した電子機器の機能回復及び情報の抽出・可視化を行い、解析を実施している。

図表特－16 破損した電子機器の解析の概要



CASE

令和6年4月から同年5月にかけて、警察庁高度情報技術解析センターは、無職の男（22）らによる、不正に入手した他人名義のキャッシュカードを用いてATMから現金を引き出した窃盗事件に関し、破損して起動しない状態で押収したスマートフォンを分解し、データを抽出できる状態にした。その結果、当該スマートフォンから被疑者の犯行を裏付ける電磁的記録を抽出することができ、同事件の全容解明に貢献した。

2 SNS上の違法・有害情報の探索・分析におけるAI技術の活用

（1）SNS上の違法・有害情報対策の重要性

SNSをはじめとするインターネット上には、児童ポルノ、規制薬物の広告に関する情報等の違法情報や、違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することができない有害情報が多数存在している。

また、近年、匿名・流動型犯罪グループ等による犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等（募集）する情報（犯罪実行者募集情報）も氾濫しており、応募者らにより実際に強盗、特殊詐欺等の犯罪が実行されるなど、この種情報の氾濫がより深刻な治安上の脅威となっている。

このような情勢の中、サイバー空間の安全・安心を確保するためには、インターネット上に膨大な量の情報が流通していることを踏まえ、AIをはじめとする先端技術も活用しながら、違法・有害情報の流通・拡散防止を図っていく必要がある。

（2）AI技術の活用

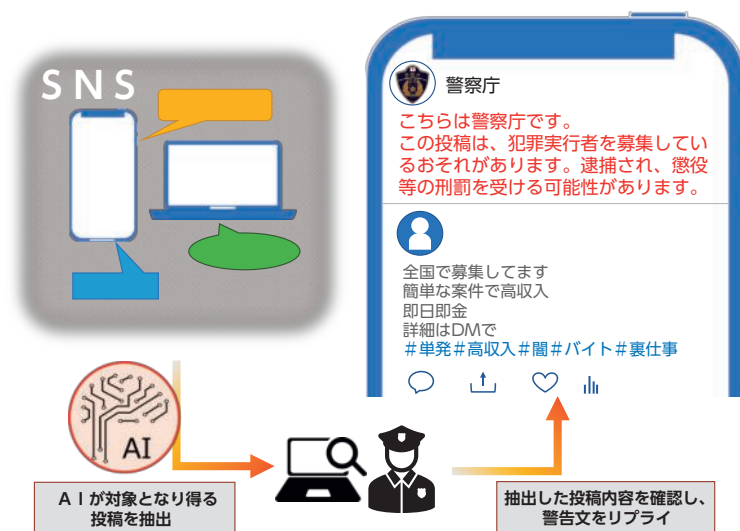
警察では、サイバーパトロール等による違法・有害情報の把握に努め、これを端緒とした取締り及びサイト管理者等への削除依頼を実施している。警察庁では、インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用するとともに、インターネット上の違法・有害情報等を収集し、IHCに通報するサイバーパトロールセンター（CPC）を運用している。

CPCでは、SNS上の情報の探索・分析を効率化するため、令和5年、重要犯罪密接関連情報^(注1)を自動収集してその該当性を判定するAI検索システムを導入し、サイバーパトロールの高度化を図っている。

また、警察庁では、令和3年度にAIを活用してSNSにおける規制薬物に関する情報等の探索・分析を行う実証実験を実施した。具体的には、規制薬物の広告等に関するSNS上の投稿をAIに学習させることで、SNS上の投稿の中から、規制薬物の広告等に関するものをAIにより効率的に抽出する仕組みを構築した。

同実証実験の結果、規制薬物の広告等に関するSNS上の投稿を高い精度で抽出できることが確認できたことから、警察庁において、AIを活用してSNS上の犯罪実行者募集情報等を効率的に抽出する仕組みを構築し、デジタル庁によるAI活用の高度化に向けた助言や支援を得つつ、犯罪実行者募集情報の投稿者等に対する返信（リプライ）機能を活用した迅速な個別警告等の効率化を図っている。

図表特-17 AIを活用した個別警告の実施



3 サイバー特別捜査部による暗号資産の追跡

SNSを悪用した犯罪等においては、犯罪収益が暗号資産の形で隠匿されるなどの実態がみられる。関東管区警察局サイバー特別捜査部では、こうした犯罪に悪用される暗号資産の移転状況を追跡するとともに、追跡結果の横断的・俯瞰的^{ふかん}な分析を行い、その結果を都道府県警察と共有している。こうした分析により、従来の捜査では必ずしも明らかにならなかった複数事案同士の関連性や背景にある組織性及び上位被疑者が浮き彫りになっており、今後もこうした犯罪の更なる匿名性の打破が期待される。

また、警察庁サイバー警察局では、暗号資産の移転状況の追跡を困難にし得る技術や手法に対抗するため、外国捜査機関から職員を招へいするなど、追跡技術の研究を推進するとともに、国際連携を通じた追跡能力の強化に取り組んでいる。

CASE

西アフリカの組織犯罪グループによる金融犯罪に対し、ICPO^(注2)が主導する国際共同捜査であるオペレーション「ジャッカール」が進められており、日本警察も令和6年4月から同オペレーションに参画している。関東管区警察局サイバー特別捜査部は、我が国で発生したSNS型投資・ロマンス詐欺事案について、関係都道府県警察の捜査によって得られた情報を横断的に分析するとともに、暗号資産追跡を実施した結果、複数の事案の被害金がナイジェリア人名義の暗号資産アカウントに送金されている事実を突き止めた。同情報をナイジェリア警察に提供したところ、同警察において同国内の被疑者の検挙が行われるとともに、関係都道府県警察において、日本国内の仲介者も検挙した。

注1：個人の生命・身体等に危害を加えるおそれが高い重要犯罪等と密接に関連する情報。具体的には、例えば、爆発物の製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められる情報、殺人等を直接的かつ明示的に請負等する情報等をいう。

注2：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

今後の展望

SNS等の新たな技術やサービスの普及が国民生活や社会経済活動の利便性を向上させる一方で、これらの技術やサービスが犯罪インフラとして悪用されている実態がみられ、また、犯人側が手口を巧妙化させていることは、これまで述べたとおりである。SNSを取り巻く犯罪に対処するため、警察においては、新たな捜査手法に関する取組や、サイバー人材の育成を進めていく必要があるところ、今後一層取り組むべき主な課題を紹介する。

1 新たな捜査手法の確立

① 仮装身分捜査の導入

SNS等のインターネット上において犯罪実行者が募集された上で実行される犯罪に的確に対処するため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、架空の本人確認書類等を使用する「仮装身分捜査」を適正かつ実効的に実施するに当たっての手續その他の遵守事項を令和7年（2025年）1月に定めており、一部の都道府県警察において「仮装身分捜査」が開始されている。これにより、実行犯の身柄の早期確保、首謀者や指示役の検挙を進めていく。

図表特-18 仮装身分捜査のイメージ



② 架空名義口座捜査等の導入に向けた検討

犯罪者グループは、他人名義の預貯金口座等を違法に取得するなどして、犯行に利用していることから、犯罪者グループの上位被疑者の検挙、犯罪収益の剥奪等を図るとともに、口座の悪用をけん制するため、捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法等を検討することとしている。

③ 暗号化技術等に係る調査・研究、新たな法制度導入に向けた検討

犯罪者グループの壊滅のためには、匿名性の高い通信アプリをはじめとする犯罪に悪用される通信アプリ等について、被疑者間の通信内容や登録者情報等を迅速に把握することが重要である。

こうした被疑者間の通信内容等を迅速に把握するために効果的と考えられる手法について、諸外国における取組を参考にしつつ、技術的アプローチや新たな法制度導入の可能性も含めて検討することとしている。

2 サイバー人材の体系的な育成の推進のための態勢の充実強化

犯罪収益の暗号資産への交換や匿名性の高い通信手段の利用、SNS上での犯罪実行者の募集等サイバー空間の脅威の情勢が極めて深刻であるため、全ての警察職員のサイバー事案対処能力の底上げが必要不可欠であることから、警察大学校及び警察学校におけるサイバー教育の拡充並びに警察庁及び都道府県警察のサイバー人材の育成の更なる推進のための態勢の充実強化を図ることとしている。

3 捜査活動を踏まえた対策の不断の見直し

匿名・流動型犯罪グループは、SNSや匿名性の高い通信アプリ、インターネットバンキング、暗号資産といった新たな技術やサービスを悪用しながら、その手口を刻々と複雑化・巧妙化させている。警察では、取締り等を通じて犯罪の手口の変化を迅速に把握するとともに、幅広く関係機関・団体等と連携し、対策の強化を図ることとしている。

4 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携

匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で犯罪実行者を募集し、犯行に加担させるなどの手口で特殊詐欺等の犯罪を実行しており、その中には、海外に所在する首謀者や指示役がSNSを用いて犯罪実行者を募集しているケースや応募者を海外に渡航させて犯行に加担させているケースもみられる。こうした観点から、国境を越える組織的詐欺等の犯罪への対処が喫緊の課題となっている。

警察庁では、外国で活動する犯罪グループの情報を入手した場合、その摘発に向けて、関係国の捜査機関と積極的に情報交換を行っているほか、被疑者や証拠品の引渡しに向けて、ICPO等を通じた捜査協力、外交ルートや条約・協定を活用した国際捜査共助等を推進しており、引き続き外国当局等との更なる連携強化を図ることとしている。

MEMO

タイ国家警察幹部との協議

令和7年4月9日、タイ・ミャンマー国境地域の詐欺拠点への対応等に対する協力関係を更に強化するため、タイ国家警察幹部が来日し、警察庁長官を表敬訪問するとともに、警察庁幹部との間で協議を行った。協議では、両国での組織的詐欺の情勢や取締り状況等について情報交換を行い、国境を越える組織的詐欺の取締りの重要性について認識を共有したほか、今後の両国間の更なる連携と情報共有の強化について確認した。



タイ国家警察幹部の表敬訪問の様子

5 情勢に応じた効果的な広報・啓発の実施

警察では、常に変化する犯罪の手口を把握し、迅速かつ的確に、詐欺等の被害に遭いやすい人に訴求する広報・啓発の手段を選定し、真に犯罪抑止に効果を発揮する広報・啓発を適時に行うこととしている。

また、SNS上等における犯罪実行者募集情報に応募して犯罪に加担してしまうことがないよう、広報・啓発の対象となる者の年齢層や地域等を考慮し、訴求力の高い著名人の協力を得るなど効果的な広報・啓発の内容、媒体、方法等について検討の上、幅広く関係機関・団体等と連携して取り組むこととしている。

警察では、SNSを取り巻く犯罪を含め、社会情勢等に応じて大きく変化する犯罪情勢を的確に捉えた上で、犯罪対策を強力に推進し、「世界一安全な日本」を実現することで、国民の期待と信頼に応えていく。

警察活動の最前線

注：掲載されているキャラクターは、
都道府県警察のマスコットキャラクターです。



高校生をいわゆる「闇バイト」から守る

肥後っ子サポートセンターは、非行少年の支援活動、少年や保護者からの電話相談、広報啓発等の活動によって、日々生きづらさを抱えた少年と向き合い、少年の健全育成という最終目的達成を目指しています。

令和6年10月、当県においても、高校生がSNSで高収入をうたった「割のいいバイト」につられ、いわゆる「闇バイト」に応募する事案が発生しました。その高校生は、犯罪行為に加担する前に不安を感じ、警察に相談してくれたため事なきを得たのですが、以後、高校生を犯罪者にしないための緊急対策を実施することになりました。

対策は、令和6年末までに県内全ての全日制高等学校における非行防止教室を実施するもので、実話に基づいた動画入りの注意喚起資料を新たに作成しました。肥後っ子サポートセンター、警察署及び学校間で迅

速に連携を図り、目標期間内に実施し終え、生徒さんからも分かりやすかったなど高評価の反応をいただきました。

少年警察業務

は、時間を費やしても結果が現れにくいと感ずることもありますが、この手記を書いている令和7年4月1日現在まで当県においては高校生のいわゆる「闇バイト」事案は認知しておらず、対策の重要性を再認識しているところです。少年を犯罪から守るため、これからも情熱を持って少年自身の規範意識の向上を目指す取組を行っていきます。



from

熊本県警察本部生活安全部
生活安全企画課少年保護対策室
肥後っ子サポートセンター

若松 慎吾



高度な知識及び技術を用いた破損スマートフォンの解析

新たな情報サービスや機器が次々に登場し、社会経済活動上欠かせない基盤となっているところ、犯罪捜査における情報技術解析の役割は、日々増大の一途をたどっています。特に、スマートフォンについては、近年一層の多様化・多機能化が進み、犯罪グループの連絡手段として使用されるなど、犯罪の取締りや実態解明に向けた解析の重要性が高まっています。

私は、東京都警察情報通信部の情報技術解析課に所属し、警視庁では対応が困難な事例について要請を受

け、破損したスマートフォンや特殊なアプリの解析といった、高度な知識や技術が求められる解析を行っています。

情報技術解析課に解析要請されるスマートフォンの多くは、証拠隠滅のため意図的かつ巧妙に破壊されています。このような場合、データ抽出自体が困難なケースも多く、解析に高度な技術力と多くの時間が必要です。時には対応に苦戦することもありますが、解析を通じて捜査に貢献できるため、非常にやりがいを感じています。

破損機器は一つとして同じ状態のものがなく、解析をやってみないと分からないことばかりですが、これからも経験を積み、知識や技術力の向上に努め、犯罪の取締りや実態解明に向け、多くの犯罪捜査を支援していく所存です。

from

東京都警察情報通信部情報技術解析課解析第1係

永壽 綾子

